

基 発 第 0926010 号

平成 19 年 9 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」等の一部
改正について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 108 号）の施行等に伴い、昭和 47 年 9 月 30 日付け基発第 653 号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」（以下「実施通達」という。）、昭和 47 年 11 月 29 日付け基発第 762 号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（以下「運営通達」という。）及び平成 11 年 12 月 1 日付け基発第 682 号「「健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」の策定について」（以下「事務取扱要領通達」という。）を下記のとおり改めるので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 実施通達の一部改正

実施通達の一部を別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。

2 運営通達の一部改正

運営通達の一部を別紙 2 の新旧対照表のとおり改正する。

3 事務取扱要領通達の一部改正

事務取扱要領通達の一部を別紙 3 の新旧対照表のとおり改正する。

改正案	現行
都道府県労働基準局長 殿 労働省労働基準局長 健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第55条の規定に基づき、健康管理手帳所持者が受ける健康診断について別添のとおり定められたので、了知の上、当該健康診断の実施に遺憾のないようにされたい。	都道府県労働基準局長 殿 労働省労働基準局長 健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第55条の規定に基づき、健康管理手帳所持者が受ける健康診断について別添のとおり定められたので、了知の上、当該健康診断の実施に遺憾のないようにされたい。

別添

健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱

1 健康管理手帳の所持者(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。)に対する健康診断は、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行う。

ただし、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者が受ける複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断で、放射線被ばくを伴う検査が重複している場合において、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略することができる。

業務の区分	回数	項目
労働安全衛生法施行令(昭和47年政令318号)第23条第1号、第2号又は第12号の業務	(略)	(略)

別添

健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱

1 健康管理手帳の所持者(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。)に対する健康診断は、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行う。

業務の区分	回数	項目
労働安全衛生法施行令(昭和47年政令318号)第23条第1号、第2号又は第12号の業務	(略)	(略)

労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務 (じん肺管理区分が管理2の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務 (じん肺管理区分が管理3の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第4号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第5号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第6号の業務	(略)	(略)

労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務(じん肺管理区分が管理2の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務(じん肺管理区分が管理3の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第4号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第5号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第6号の業務	(略)	(略)

労働安全衛生法施行令第23条第7号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第8号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第9号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第10号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第11号の業務	6カ月に1回 (右欄第5号の①に該当し実施する、 特殊な撮影	1 略 2 略 3 略 4 <u>エックス線写真(直接撮影による胸部全域の エックス線写真をいう。)</u> による検査

労働安全衛生法施行令第23条第7号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第8号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第9号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第10号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第11号の業務	6カ月に1回	1 略 2 略 3 略 4 <u>胸部のエックス線直接撮影による検査</u>

法による胸部エックス線写真による検査については原則年1回)

5 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査
① 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。)が読影しづらい場合(両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。)

② 異常な陰影がある場合

6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)

5 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)

改正後	現行
1 要綱1関係 (1) 健康診断の実施回数は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号の業務(以下「ベンジジン等業務」という。)、同条第4号の業務(以下「クロム酸等業務」という。)、同条第5号の業務(以下「三酸化砒素業務」という。)、同条第6号の業務(以下「コールタール業務」という。)、同条第7号の業務(以下「ビス(クロロメチル)エーテル業務」という。)、同条第8号の業務(以下「ベリリウム業務」という。)、同条第9号の業務(以下「ベンゾトリクロリド業務」という。)、同条第10号の業務(以下「塩化ビニル業務」という。))及び同条第11号の業務(以下「石綿業務」という。))については、半年に1度、同条第3号の業務(以下「粉じん業務」という。))については、1年に1回とされていること。 なお、健康診断を委託する医療機関(以下「委託医療機関」という。)が健康診断を実施する時期は、各都道府県労働局において、委託医療機関との話し合いにより適切な時期に定めることとするが、再度検査を行う必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。 (2) 健康診断の実施については下記の事項に留意し、委託医療機関に対して指導すること。	1 要綱1関係 (1) 健康診断の実施回数は、労働安全衛生法施行令第23条第1号、第2号又は第12号の業務(以下「ベンジジン等業務」という。)、同条第4号の業務(以下「クロム酸等業務」という。)、同条第5号の業務(以下「三酸化砒素業務」という。)、同条第6号の業務(以下「コールタール業務」という。)、同条第7号の業務(以下「ビス(クロロメチル)エーテル業務」という。)、同条第8号の業務(以下「ベリリウム業務」という。)、同条第9号の業務(以下「ベンゾトリクロリド業務」という。)、同条第10号の業務(以下「塩化ビニル業務」という。))及び同条第11号の業務(以下「石綿業務」という。))については、半年に1度、同条第3号の業務(以下「粉じん業務」という。))については、1年に1回とされていること。 なお、医療機関が健康診断を実施する時期は、各局において、医療機関との話し合いにより適切な時期に定めることとするが、再度検査を行う必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。

イ 複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者(以下「複数手帳所持者」という。)の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。

ロ 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査(エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。)が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

ハ 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書(写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。)が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

ニ 40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

ホ 胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。

ヘ 石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。

2 要綱2関係

(1) 要綱1の委託医療機関については、公募を行い、次の要件を満たすものと契約を結ぶこと。

イ 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

ロ 略

ハ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(チ)、(リ)及び(ヌ)の「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」(以下「気管支ファイバースコープ等」という。)については、管内に1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバ

2 要綱2関係

(1) 都道府県労働局長が要綱1の健康診断を委託する医療機関(以下「委託医療機関」という。)は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

イ 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。

ロ 略

ハ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。

一スコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。

- (イ) 略
- (ロ) 略
- (ハ) 略
- (ニ) 略
- (ホ) 略
- (チ) 略
- (リ) 略
- (ヌ) 略

二 略

- (2) 都道府県労働局長は、公募に参加した医療機関のうち、前(1)の要件を満たすものと、健康管理手帳に係る健康診断の実施を委託する契約を締結すること。

なお、委託医療機関については、管内の医療機関と契約することが原則であるが、健康管理手帳所持者の利便性のため、近隣の都道府県労働局管内の医療機関と契約を結ぶ必要がある場合には、公募に当たってはその旨を周知するとともに、当該近隣の都道府県労働局と連携を図ること。

- (3) 健康管理手帳交付対象業務に従事した者又は従事している労働者に対する健康診断を行っている事業場附設の医療機関についても、委託医療機関として契約を締結して差し支えないものであること。

- (イ) 略
- (ロ) 略
- (ハ) 略
- (ニ) 略
- (ホ) 略
- (チ) 略
- (リ) 略
- (ヌ) 略

二 略

- (2) 都道府県労働局長は、前(1)の要件を満たす医療機関のうちから、すぐれた診断機能を有し、かつ、従来の活動や実績からみて管内における労働衛生行政の推進に十分な理解を有し、健康診断の実施に積極的な協力が得られる機関を委託医療機関として選定するものとする。

- (3) 委託する医療機関の数は、健康管理手帳を所持する者の住所、利用できる交通機関等を考慮し、その者が日帰りで健康診断を受診することができるように配慮して、必要な数とすることを原則とすること。なお、健康管理手帳交付対象業務に従事した者又は従事している労働者に対する健康診断を行っている事業場附設の医療機関についても、委託医療機関と

(4) 都道府県労働局総務部長と医療機関との委託契約は、別添1の契約書の様式により行うものとする。

(5) 略

(6) 前記(1)の要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の確保に当たっては、都道府県医師会の協力を得るものとする。

(7) 現に契約を締結している医療機関については、新たに公募に応募する必要はないこと。

3 略

して選定して差し支えないものであること。

(4) 都道府県労働局長と医療機関との委託契約は、別添1の契約書により行うものとする。

(5) 略

(6) 前記(1)の要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の選定に当たっては、都道府県医師会の意見を十分に聞くものとする。

3 略

4 健康管理手帳に係る健康診断費の支払い等の事務

委託医療機関に対する健康管理手帳所持者の健康診断に要した費用(以下「健康診断費」という。)の支払い等の事務は、当該委託医療機関と契約している都道府県労働局において次により行うものとする。

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書(以下「請求書」という。)及び健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書(以下「請求内訳書」という。)の書式は、別紙様式第1号及び様式第2号とすること。

請求書の受付け及びその内容審査、健康管理手帳台帳の健康診断実施状況の記入、6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る関係機関との協議等については、都道府県労働局労働衛生主務課において行うこと。

健康診断費(6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費を除く。)の支払い事務については、労災保険指定医療機関に対する診療日の局払いに準じて行うこと。

5 略

6 略

別添1

契約書

(都道府県名)労働局総務部長(総務部長氏名)(以下「甲」という。)と(医療機関名及び代表者氏名)(以下「乙」という。)は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳(以下「手帳」という。)のうち、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第23条

4 健康管理手帳に係る健康診断費の支払い等の事務

委託医療機関に対する健康管理手帳所持者の健康診断に要した費用(以下「健康診断費」という。)の支払い等の事務は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局において次により行うものとする。

健康診断費の請求に使用する健康診断費請求書(以下「請求書」という。)及び健康診断費請求内訳書(以下「請求内訳書」という。)の書式は、別紙様式第1号及び様式第2号とすること。

請求書の受付け及びその内容審査、健康管理手帳台帳の健康診断実施状況の記入、6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る関係機関との協議等については、労働衛生主務課において行うこと。

健康診断費(6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費を除く。)の支払い事務については、労災保険指定医療機関に対する診療日の局払いに準じて行うこと。

5 略

6 略

別添1

契約書

(都道府県名)労働局長(局長氏名)(以下「甲」という。)と(医療機関名及び代表者氏名)(以下「乙」という。)は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳(以下「手帳」という。)を所持する者に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第 項の業務に係る手帳を所持する者に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第1条 略

第2条 略

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関し必要な事項は都道府県労働局長が定める。

第4条 略

第5条 略

第6条 乙は個人情報の保護に関する法律等の適用を受ける者であり、
この契約により保有した個人情報の取り扱いに当たっては、漏えい、滅失または棄損の防止の他、保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

第7条 略

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

甲(都道府県名)労働局総務部長(総務部長氏名)○印

乙(医療機関名及び代表者氏名)○印

第1条 略

第2条 略

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関し必要な事項は甲が定める。

第4条 略

第5条 略

第6条 略

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

甲(都道府県名)労働局長(局長氏名)○印

乙(医療機関名及び代表者氏名)○印

別添2

契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項

- 1 労働安全衛生法施行令第23条に係る健康診断は、都道府県労働局長と委託医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとする。
- 2 委託医療機関は、当該委託医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとする。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、都道府県労働局長に通知するものとする。
- 3 略
- 4 略
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の15に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で、医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。

別添2

契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項

- 1 労働安全衛生法施行令第23条に係る健康診断は、都道府県労働局長と医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとする。
- 2 委託医療機関は、当該医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとする。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、都道府県労働局長に通知するものとする。
- 3 略
- 4 略
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の9に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査を行う必要が認められた場合には、その精密検査の必要性及び当該精密検査は健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で医療保険等による精密検査の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。

6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の請求について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。

7 委託医療機関は、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者（以下「複数手帳所持者」という。）の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。

8 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査（エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。）が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

9 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書（写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。）が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の請求又は粉じんに係る健康管理手帳の健康診断の場合における手帳所持者の行う都道府県労働局長へのじん肺管理区分決定申請について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。

10 委託医療機関は、40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

11 委託医療機関は、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。

12 委託医療機関は、石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。

13 委託医療機関が健康診断に要した費用(契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。)の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書(様式第1号)及び健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書(様式第2号)を都道府県労働局長に提出して行うものとする。

14 略

15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

(1) ベンジジン等業務関係

7 委託医療機関が健康診断に要した費用(契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。)の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書(様式第1号)及び健康管理手帳所持者に係る健康診断費内訳書(様式第2号)を都道府県労働局長に提出して行うものとする。

8 略

9 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

(1) ベンジジン等業務関係

① 問診及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6, 500円

② 略

③ 略

④ 略

(2) 粉じん業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7, 400円

② 肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線の検査を行った場合は3, 200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4, 500円を加算する。

③ 略

④ 略

(3) クロム酸等業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7, 400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5, 700円を加算する。

③ 略

④ 略

⑤ 略

(4) 三酸化砒素業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7, 400円

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査を行った場合は5, 700円を加算する。

⑥ 略

① 尿沈渣検鏡の検査まで行ったもの 6, 500円

② 略

③ 略

④ 略

(2) 粉じん業務関係

① 胸部臨床検査まで行ったもの 7, 400円

② 肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査を行った場合は3, 200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4, 500円を加算する。

③ 略

④ 略

(3) クロム酸等業務関係

① エックス線写真による検査まで行ったもの 7, 400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5, 700円を加算する。

③ 略

④ 略

⑤ 略

(4) 三酸化砒素業務関係

① エックス線写真による検査まで行ったもの 7, 400円

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査を行った場合は5, 700円を加算する。

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

(5) コールタール業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

⑤ 略

(6) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

(7) ベリリウム業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

(8) ベンゾトリクロリド業務関係

① 問診及びエックス線写真(正面及び側面)の検査を行ったもの
8,500円

⑦ 略

⑧ 略

(5) コールタール業務関係

① エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

⑤ 略

(6) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

① エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

(7) ベリリウム業務関係

① エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

(8) ベンゾトリクロリド業務関係

① エックス線写真(左右いずれかの側面から撮影した写真を含む。)の
検査まで行ったもの 8,500円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

⑤ 頭部のエックス線写真の検査を行った場合は2,000円を加算する。

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

(9) 塩化ビニル業務関係

① 問診、エックス線写真及び血液検査(ビリルビン、GOT、GPT及びALP)の検査を行ったもの 10,100円

② 略

③ 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

④ 肝又は脾のシンチグラムの検査を行った場合は16,000円を加算する。

⑤ 略

(10) 石綿業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

② 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

⑤ 頭部のエックス線写真による検査を行った場合は2,000円を加算する。

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

(9) 塩化ビニル業務関係

① エックス線写真による検査まで行ったもの 10,100円

② 略

③ 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

④ 肝又は脾のシンチグラムによる検査を行った場合は16,000円を加算する。

⑤ 略

(10) 石綿業務関係

① エックス線写真による検査まで行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真による検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 略

④ 略

(11)その他

- ① 委託医療機関が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳の健康診断に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側の委託医療機関において3,000円を加算する。また、紹介する側の委託医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。
- ② 気管支ファイバースコピー検査又は気管支鏡検査を目的として紹介を受けた委託医療機関においては、他の委託医療機関より画像が提供された場合は、紹介を受けた委託医療機関において、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、頭部又は胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。
- ③ 前記8において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を異なる時期に実施し、後に実施する健康管理手帳の健康診断で放射線被ばくを伴う検査を省略する場合については、後に実施する健康診断の問診の単価を5,400円とする。
- ④ 前記9において、放射線被ばくを伴う検査を省略する場合は、先に受診した委託医療機関においては、当該検査の結果に係る文書の作成料として3,000円を加算し、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合は、当該貸与料又はコピー料を加算する。後に受診する委託医療機関においては、先に受診した委託医療機関より画像が提供された場合は、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,20

<u>0円を加算する。</u>	
<u>16</u> 略	<u>10</u> 略
別添3 健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給要領 1 略 2 略 3 支給の範囲 受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に次の範囲で支給する。 イ 略 ロ 略 ハ 宿泊料は、地理的事情等により、宿泊の必要があると認められる場合は<u>1泊につき6,600円を限度として実費額を支給する(2泊以上の宿泊を要する特段の事情がない限り1泊に限る。)</u>。 4 略 5 略 6 略 7 略 8 本要領は、<u>平成19年10月1日</u>から実施する。	別添3 健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給要領 1 略 2 略 3 支給の範囲 受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に次の範囲で支給する。 イ 略 ロ 略 ハ 宿泊料は、地理的事情等により、宿泊の必要があると認められる場合に<u>限り一夜につき6,600円を限度として実費額を支給する。</u> 4 略 5 略 6 略 7 略 8 本要領は、<u>平成18年10月1日</u>から実施する。
別添4 略	別添4 略

別添5

平成 年 月 日

様式第1号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

労働局長殿

請求金額					千			円
------	--	--	--	--	---	--	--	---

ただし ほか 名に対する健康管理手帳に係る健康診断費
内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円

上記の健康診断費は、下記口座へ振り込んでください。

(ふりがな)	
振込先口座名義人	
振込先銀行名	銀行 信用金庫 組合 農協 本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座 口座番号 第 号

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

請求人の(委託医療機関) _____

責任者氏名 _____ 印

電話番号 () - -

注) 1 請求金額の頭部には、「〒」の文字をつけてください。

2 健康診断の種類欄には、ベンジジン、ペーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、三酸化砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿又はジアニシジンの別を記入してください。

別添5

平成18年 月 日

様式第1号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

請求金額					千			円
------	--	--	--	--	---	--	--	---

ただし ほか 名に対する健康管理手帳に係る健康診断費
内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
	枚	円

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

請求人の

(委託医療機関)

責任者氏名

㊟

電話 () 局 番

(注) 1 請求金額の頭部には、「〒」の文字をつけて下さい。

2 健康診断の種類欄には、ベンジジン、ペーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、三酸化砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿又はジアニシジンの別を記入して下さい。

上記の健康診断費は、 右記銀行の口座へ振り 込んで下さい。	(請求人)	銀行	当座
	㊟	店	普通

様式第2号 略	様式第2号 略
様式第3号 略	様式第3号 略

様式第4号

健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

労働局長殿

私は、 において、平成 年 月 日に実施された健康診断を受診したので、下記交通費のとおり、その受診旅費を請求します。

請求年月日：平成 年 月 日

(ふりがな) 氏名	印
住所	〒 <u> </u> - <u> </u>
電話番号	
健康管理手帳番号	

(ふりがな) 振込先口座名義人			
振込先銀行名	銀 行 信 用 金 庫 組 合 協	本 店 支 店 出張所	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	第 号

交通機関利用月日	利用交通機関名	区間	交通費
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円

(注意)

1. 交通費は普通乗車運賃のみ支給いたします。
2. 受診旅費の請求は健康診断の受診の都度請求してください。なお、請求書は受診した日から一週間以内に提出してください。
3. 健康診断を受けるのに宿泊が必要と考える場合は、所轄の労働局へ照会して下さい。なお、請求する場合は、必ず領収書を添付してください。
4. 受診旅費の受領は銀行の口座振り込みに限定されます（郵便局は不可。）。
5. 不明な点でお聞きになりたいことがありましたら、所轄の労働局へ照会してください。

様式第4号

健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

殿

私は、 において、平成 年 月 日に実施された健康診断を受診したので、その受診旅費を請求します。

平成 年 月 日
健康管理手帳番号 号
請求者の住所（〒 - ）

氏 名

印

受診旅費 円

年 月 日	利用交通機関名	区 間	運 賃	宿 泊 料	合 計	備 考
						銀行名、 口座番号等

- (注) 1. 受診旅費の請求は、「健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」によって受診した都度請求して下さい。なお、請求書は、受診した日から一週間以内に提出して下さい。
2. 健康診断を受けるのに宿泊が必要と考える場合は、所轄の労働局へ照会して下さい。なお、請求する場合は、必ず領収証を添付して下さい。
3. 受診旅費の請求書は、委託医療機関に備え付けてありますので受診の際受け取って下さい。
4. 受診旅費の受領は、銀行の口座振込に限定されます（郵便局は不可）。
5. 不明な点でお聞きになりたいことがありましたら所轄の労働局又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧国鉄職員の方）、関係地方公共団体（地方公務員であった方）、日本郵政公社（旧郵政職員の方）へ照会して下さい。

改正後	現行
都道府県労働基準局長 殿 労働省労働基準局長 「健康管理手帳交付等事務取扱要領」の策定について 健康管理手帳の交付、書替え及び再交付の手続きについては、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施の運営について」(以下「運営通達」という。)の別紙3においてその取扱いを示しているところであるが、健康管理手帳交付等事務のより適正な運用を図るため、運営通達の記の5を削除し、新たに別添のとおり標記事務取扱要領を定めたので、その運用に遺憾のないようにされたい。	都道府県労働基準局長 殿 労働省労働基準局長 「健康管理手帳交付等事務取扱要領」の策定について 健康管理手帳の交付、書替え及び再交付の手続きについては、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施の運営について」(以下「運営通達」という。)の別紙3においてその取扱いを示しているところであるが、健康管理手帳交付等事務のより適正な運用を図るため、平成11年12月1日付けで運営通達の記の5を削除し、新たに別添のとおり標記事務取扱要領を定めたので、その運用に遺憾のないようにされたい。 <u>今回、平成18年9月7日付け基発第0907005号により、労災保険の適用を受けない者にかかる取扱いを明らかにするための一部改正を行ったので、その運用に遺漏なきを期されたい。</u>
別添 健康管理手帳交付等関係事務取扱要領 I 交付申請関係	別添 健康管理手帳交付等関係事務取扱要領 I 交付申請関係

1 申請書の受理

(1) 従事歴申告書の確認

健康管理手帳交付申請書には様式第1号による従事歴申告書が添付されていることを確認すること。

(2) 従事歴を証する書類等の確認

従事歴を証する書類等については、次によること。

- ① ベンジジン等業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号)、クロム酸業務(令第23条第4号)、三酸化砒素業務(令第23条第5号)、コールタール業務(令第23条第6号)、ビス(クロロメチル)エーテル業務(令第23条第7号)、ベンゾトリクロリド業務(令第23条第9号)、塩化ビニル業務(令第23条第10号)及び石綿業務(令第23条第11号。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第53条第1項の表令第23条第11号の業務の項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合に限る。)の場合
- イ 様式第2号又は様式第3号により当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について事業者が記載した従事歴証明書(以下「事業者証明書」という。)
- ロ イの事業者証明書が得られず、又は不十分な場合は、様式第4号又は様式第5号による当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について本人が記載した従事歴申立書(以下「本人申立書」という。)及び様式第6号又は様式第7号による当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について当該業務に同時期に従事していた者2名以上が記載した従事歴証明書(以下「同僚証明書」という。)

1 申請書の受理

(1) 添付書類等の確認

添付書類等については、次によること。

- ① ベンジジン等業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号)、クロム酸業務(令第23条第4号)、三酸化砒素業務(令第23条第5号)、コールタール業務(令第23条第6号)、ビス(クロロメチル)エーテル業務(令第23条第7号)、ベンゾトリクロリド業務(令第23条第9号)及び塩化ビニル業務(令第23条第10号)の場合
- イ 当該業務に従事していた旨の事業者の証明
- ロ イが得られない場合は、当該業務に同時期に従事していた者その他当該業務に従事していたことを証明できる者2名以上の証明書

ハ ロの場合において、同僚証明書が得られず、又は不十分な場合は、
以下の書類のうち、安衛則第53条第1項の交付要件(以下単に「交付要件」という。)に相当する従事歴を証明する1種類以上の書類

(イ) 次のいずれかの書類

(i) 健康管理手帳の申請業務に係る特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)に基づく特定化学物質健康診断個人票の写し又は特定化学物質健康診断の本人への結果通知の写し

(ii) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づく石綿健康診断個人票の写し又は石綿健康診断の本人への結果通知の写し

(ロ) 社会保険の被保険者記録

(ハ) 給与明細の写し

(ニ) 雇用保険に係る証明書

(ホ) その他本人申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類

なお、以下の事項にも留意されたい。

- ・ 事業者証明書、本人申立書及び同僚証明書については、証明する期間において勤務した事業場及び業務ごとに提出すること。
- ・ 従事歴を証する書類等については、交付要件の従事歴に相当する期間のすべての期間について要すること。
- ・ ロ及びハにおいて「不十分な場合」とは、例えば雇用期間のみを証明し、申請者が当該業務に従事していたか否かについては証明されていない場合等をいうこと。

② 略

③ ベリリウム業務(令第23条第8号)の場合

ハ イ及びロのいずれも得られない場合は、本人において記述した申立書

② 略

③ ベリリウム業務(令第23条第8号)の場合

①に掲げる書類に加え、胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真(以下「エックス線写真等」という。)及び慢性の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある特定化学物質健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

④ 石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)の場合

①に掲げる書類に加え、次のイ又はロのいずれかの書類等

イ エックス線写真等及び石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可。)

ロ 略

(3) 申請先の確認

申請先は次のとおりであるので、申請先を誤っている場合には、本来の申請先に移送すること。

イ 離職の際に既に交付要件を満たしている場合は、申請者が対象業務に従事した事業場(当該事業場が2以上ある場合は最近時の事業場)の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「所轄局」という。)

ロ 略

(4) 略

①に掲げる書類に加え、胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び慢性の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある特定化学物質健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

④ 石綿業務(令第23条第11号)の場合

①に掲げる書類に加え、次のイ又はロのいずれかの書類等

イ 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可。)

ロ 略

(2) 申請先の確認

申請先は次のとおりであるので、申請先を誤っている場合には、本来の申請先に移送すること。

イ 離職の際に既に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第53条第1項の交付要件(以下「交付要件」という。)を満たしている場合は、申請者が対象業務に従事した事業場(当該事業場が2以上ある場合は最近時の事業場)の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「所轄局」という。)

ロ 略

(3) 略

(5) 略

2 申請書類等の審査

(1) 書面のみによる審査(ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条第11号の項第1号に該当する場合に限る。)以外の場合)

① 事業場が現存し、事業者が申請者の当該業務への従事を肯定している場合

従事歴申告書(様式第1号)及びそれを証する事業者証明書の内容を確認し、交付要件を満たすことを確認した上で手帳を交付すること。

② 事業場は廃止されているものの、申請者が労働者として当該業務に従事していた当時の事業者が申請者の当該業務への従事を肯定している場合

従事歴申告書(様式第1号)及びそれを証する事業者証明書の内容を確認し、交付要件を満たすことを確認した上で手帳を交付すること。

③ 事業者が申請者の当該業務への従事を否定し、若しくは不明である旨主張している場合、又は事業場が廃止されているなどの理由により事業者証明書が得られない場合

イ 同僚が申請者の当該業務への従事を肯定している場合

従事歴申告書(様式第1号)並びにそれを証する同僚証明書及び本人申立書の内容を確認し、交付要件を満たすことを確認した上で手帳を交付すること。

ロ 同僚が申請者の当該業務への従事を不明である旨主張している場合又は同僚証明書が得られない場合

(4) 略

2 申請書類等の審査

(1) 書面のみによる審査(ベリリウム業務又は石綿業務以外の場合)

1の(1)の①及び②の場合、添付書類により交付要件を満たすことを確認すること。

なお、1の(1)の②の場合、必要に応じ申請を受理した都道府県労働局の保存書類との照合等により申請内容を確認すること。

また、1の(1)の①の場合であって、添付書類がロ又はハのときは、必要に応じ事業場の存否等事実関係について確認すること。

(イ) 本人申立書に1の(2)の①のハに掲げる書類が交付要件の従事歴に相当する期間の全期間について添付され、かつ、本人申立書の内容とそれらの内容が一致している場合には手帳を交付すること。

(ロ) (イ)の場合を除き、本人申立書に1の(2)の①のハに掲げる書類が添付されている場合には、それらにより、当該事業場が存在していたこと及び申請者が雇用されていた期間を確認した上で、本人申立書の内容により、以下の条件を全て満たす等、当該業務に継続的に従事していたと判断することが合理的である場合には手帳を交付すること。

(イ)本人申立書の内容に記載不備や疑義がないこと。

(ii)事業者証明書、同僚証明書及び1の(2)の①のハの一部の書類を提出できないことがやむを得ない理由によるものであること。

(iii)1の(2)の①のハにより提出された書類の内容と本人申立書の内容が一致していること。

なお、その判断が困難な場合には、必要に応じて本人に聴取調査を行うこと。

(ハ) 提出された事業者証明書又は同僚証明書をもって、申請者が当該事業場に雇用されていたことが証明されるものの、当該業務への従事が確認できず、かつ、1の(2)の①のハに掲げる書類のいずれも提出されない場合には、(ロ)と同様の取扱いとすること。

ハ 本人申立書のみが提出された場合

原則として手帳は交付しないこと。ただし、本人への聴取調査により、1の(2)の①のロ及びハに掲げる書類を提出できないことがやむを得ない理由によるものであると考えられる場合には、本省に協議すること。

なお、以下の事項にも留意されたい。

- ・ 「継続して従事していたこと」とは、労働者が業務の常態として当該作業に引き続いて従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について当該作業に従事することを要件とするものではないこと。判断が困難な場合には、本省に協議すること。
- ・ 粉じん業務(令第23条第3号)の場合は、必要に応じ申請を受理した都道府県労働局の保存書類との照合等により申請内容を確認すること。
- ・ 石綿業務(令第23条第11号)の場合は、申請者が従事した石綿業務の内容が交付要件を満たす作業か否かの判断に際しては、原則として、「石綿ばく露歴把握のための手引」(平成18年10月石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会作成。以下「手引」という。)を用いて判断する。手引の「3. 石綿関連写真集(1)石綿に関する作業〇1～19高濃度ばく露、中等度ばく露、事例報告の多い作業」(以下「手引に記載された石綿等を製造し、又は取り扱う作業」という。)に掲げられた職種であり、それぞれの職種について掲げられている石綿製品を製造し、又は取り扱う作業を行っていた者については、令第23条第11号の石綿等を製造し、又は取り扱う業務に従事していた者に該当するものであること。ただし、申請者の業務内容が職業性の直接のばく露に該当するものであることを確認すること。また、安衛則第53条第1項の表令第23条第11号の業務の項第2号から第4号までのいずれかに該当するか否かの判断に際しては、申請者が当該業務に継続して従事していたことを併せて確認すること。なお、手引に記載された石綿等を製造し、又は取り扱う作業以外の業務などでも、交付要件を満たす場合も想定されることから、その場合には本省に確認すること。

(2) エックス線写真等による審査(ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)の場合)

1の(2)の①により提出された書類によりベリリウム業務又は石綿業務に従事していたことを確認した上で、ベリリウム業務については下記

①、石綿業務については下記②のことを確認すること。

① ベリリウム業務

提出されたエックス線写真等におけるび慢性の結節性陰影の有無について、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に確認を求め、これが認められること。

② 石綿業務

イ エックス線写真等の提出のあったものにあつては、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があることの確認を求めること。

ロ 略

3 健康管理手帳の作成等

(1) 略

(2) 台帳及び交付簿の作成等

様式第8号による健康管理手帳台帳(以下「台帳」という。)及び様式第9号による健康管理手帳交付簿(以下「交付簿」という。)を作成すること。なお、手帳の番号(台帳及び交付簿においては「手帳交付番号」という。以下同じ。)は、種類ごとに別紙1の番号を頭に一連番号とすること。また、労災保険の適用を受けない申請者に対し手帳を交付したときは、台帳及び交付簿の備考欄に、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を記入すること。

(2) エックス線写真等による審査(ベリリウム業務又は石綿業務の場合)

1の(1)の①により提出された書類によりベリリウム業務又は石綿業務に従事していたことを確認した上で、ベリリウム業務については下記①、石綿業務については下記②のことを確認すること。

① ベリリウム業務

提出されたエックス線写真におけるび慢性の結節性陰影の有無について、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に確認を求め、これが認められること。

② 石綿業務

イ エックス線写真の提出のあったものにあつては、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に不整形陰影又は胸膜肥厚の有無の確認を求め、これらのいずれかが認められること。

ロ 略

3 健康管理手帳の作成等

(1) 略

(2) 台帳及び交付簿の作成等

様式第1号による健康管理手帳台帳(以下「台帳」という。)及び様式第2号による健康管理手帳交付簿(以下「交付簿」という。)を作成すること。なお、手帳の番号(台帳及び交付簿においては「手帳交付番号」という。以下同じ。)は、種類ごとに別紙1の番号を頭に一連番号とすること。また、労災保険の適用を受けない申請者に対し手帳を交付したときは、台帳及び交付簿の備考欄に、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を記入すること。

4 手帳の交付の際の措置

(1) 健康診断の受診の勧告等

手帳の交付の際、申請者((3)に掲げる者を除く。)に対し、所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、健康診断の項目、回数、実施時期、健康診断を委託する医療機関(以下「委託医療機関」という。)の所在地、所定の健康診断項目の範囲内の検査については費用を負担する必要のないこと、委託医療機関において受診すること等を通知すること。

(2) 手帳の交付(石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条第11号)の場合に限る。)の際、健康管理手帳交付に関する申請書類の審査における従事歴の確認方法と、労災保険の申請時における従事歴の確認方法の違いを明らかにするため、申請者に対し、「石綿健康管理手帳をお持ちの方へ ～石綿ばく露作業従事歴の確認方法について～」(別紙2)、「石綿による疾病の認定基準」及び配布文書一覧(別紙3)を配布すること。

(3) 略

(4) 略

イ 健康診断の実施、健康診断費等の支払い等については、当該者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者が行うべきものであり、その方法は、運営通達別添5の1の方法によるものであること。

ロ 略

ハ 略

(5) 略

(6) 略

5 手帳の交付の拒否

4 手帳の交付の際の措置

(1) 健康診断の受診の勧告等

手帳の交付の際、申請者((2)に掲げる者を除く。)に対し、所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、健康診断の項目、回数、実施時期、委託医療機関の所在地、所定の健康診断項目の範囲内の検査については費用を負担する必要のないこと、委託医療機関において受診すること等を通知すること。

(2) 略

(3) 略

イ 健康診断の実施、健康診断費等の支払い等については、当該者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者が行うべきものであり、その方法は、別添5の1の方法によるものであること。

ロ 略

ハ 略

(4) 略

(5) 略

5 手帳の交付の拒否

審査の結果、交付要件を満たさないことにより手帳の交付を行わない場合には、その旨を申請者に対し書面により通知すること。なお、この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)上の「許認可等を拒否する処分」を行うこととなることから、拒否の理由も併せて通知すること。その具体的手続きについては、平成6年9月30日付け基発第612号の記の第2の1(4)によること。また、交付拒否処分は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求の対象となるので、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる旨を当該処分の通知に併せて記載すること。さらに、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を記載すること。交付拒否処分の通知文については、別紙4を参考にすること。

6 添付資料の返還

ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)に係る申請に添付されたエックス線写真等については、手帳の交付又は交付拒否処分の通知に併せて申請者あて返還すること。

7 事務処理の期間

申請書の審査・処理に要する標準処理期間は、平成11年3月31日付け基発第179号に基づき、原則15日と定められているところであるが、書類審査において申請内容を確認するため又はベリリウム業務若しくは石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)に係るものにあつては専門の医師による確認を求めるため、審査に相当の期間を要すると見込まれるときには、申請者にその旨をあらかじめ説明し理解を得よう努めること。

なお、この場合においても申請から1月以内に審査・処理を終えるよう極力努めること。

審査の結果、交付要件を満たさないことにより手帳の交付を行わない場合には、その旨を申請者に対し書面により通知すること。なお、この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)上の「許認可等を拒否する処分」を行うこととなることから、拒否の理由も併せて通知すること。その具体的手続きについては、平成6年9月30日付け基発第612号の記の第2の1(4)によること。また、交付拒否処分は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求の対象となるので、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができる旨を当該処分の通知に併せて記載すること。さらに、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を記載すること。交付拒否処分の通知文については、別紙2を参考にすること。

6 添付資料の返還

ベリリウム業務又は石綿業務に係る申請に添付されたエックス線写真については、手帳の交付又は交付拒否処分の通知に併せて申請者あて返還すること。

7 事務処理の期間

申請書の審査・処理に要する標準処理期間は、平成11年3月31日付け基発第179号に基づき、原則15日と定められているところであるが、ベリリウム業務又は石綿業務に係るものにあつては、専門の医師による確認を求めるため、審査に相当の期間を要すると見込まれるときには、申請者にその旨をあらかじめ説明し理解を得よう努めること。

なお、この場合においても申請から1月以内に審査・処理を終えるよう極力努めること。

Ⅱ 略

Ⅲ 略

Ⅳ 手帳の交付拒否処分に係る審査請求関係

1 審査請求の受理等

(1) 審査請求書の様式

審査請求は、原則として様式第10号によるものとし、当該様式によらない場合にも、当該審査請求書に示す所要の記載事項(行政不服審査法第15条)を満たすよう必要に応じ補正を求めること。

(2) 略

(3) 略

(4) 証拠書類等の任意提出(行政不服審査法第26条)の指導

局は、審査請求を受理するに際し、審査請求人に対し、交付拒否処分に係る申請の際に提出した関係書類(エックス線写真等を含む。)が審査請求に係る審査に必要であることを説明の上、これらの資料を併せて提出するよう指導すること。

(5) 審査請求書等の審査庁(本省)への送付

局は、審査請求書及び証拠書類等を受理後、これに交付拒否処分の根拠となった専門家による審査結果又は書類審査において交付拒否処分となった具体的な根拠を添えて、遅滞なく本省へ送付すること。(行政不服審査法第33条第1項)

2 審理及び裁決(行政不服審査法第25条、第40条)

Ⅱ 略

Ⅲ 略

Ⅳ 手帳の交付拒否処分(ベリリウム・石綿)に係る審査請求関係

1 審査請求の受理等

(1) 審査請求書の様式

審査請求は、原則として様式第3号によるものとし、当該様式によらない場合にも、当該審査請求書に示す所要の記載事項(行政不服審査法第15条)を満たすよう必要に応じ補正を求めること。

(2) 略

(3) 略

(4) 証拠書類等の任意提出(行政不服審査法第26条)の指導

局は、審査請求を受理するに際し、審査請求人に対し、交付拒否処分に係る申請の際に提出したエックス線写真その他の関係書類が審査請求に係る審査に必要であることを説明の上、これらの資料を併せて提出するよう指導すること。

(5) 審査請求書等の審査庁(本省)への送付

局は、審査請求書及び証拠書類等を受理後、これに交付拒否処分の根拠となった専門家による審査結果を添えて、遅滞なく本省へ送付すること。(行政不服審査法第33条第1項)

2 審理及び裁決(行政不服審査法第25条、第40条)

本省は、上記1により送付された審査請求書及び添付書類、物件等によって審理を行い、審理結果に基づき裁決を行った上で、裁決書の謄本を審査請求人及び局に送付する。 なお、<u>ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)</u>に係る審理に際しては、中央じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に、原処分の根拠となったエックス線写真等の読影を依頼し、交付要件への該当の有無の確認を行う。 3 略 4 略 5 その他 1の(5)により局から提出された資料は、審査請求人の閲覧請求の対象となるので留意すること。(行政不服審査法第33条第2項) なお、手帳の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れは別紙5のとおりである。	本省は、上記1により送付された審査請求書及び添付書類、物件等によって審理を行い、審理結果に基づき裁決を行った上で、裁決書の謄本を審査請求人及び局に送付する。 なお、審理に際しては、中央じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に、原処分の根拠となったエックス線写真の読影を依頼し、交付要件への該当の有無の確認を行う。 3 略 4 略 5 その他 1の(5)により局から提出された資料は、審査請求人の閲覧請求の対象となるので留意すること。(行政不服審査法第33条第2項) なお、手帳(<u>ベリリウム・石綿</u>)の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れは別紙3のとおりである。
別紙1 略	別紙1 略

石綿健康管理手帳をお持ちの方へ

～ 石綿ばく露作業従事歴の確認方法について ～

石綿健康管理手帳の交付に当たっては、手帳の交付要件である一定の石綿ばく露作業従事歴の確認について、主に

- ・事業主の証明書
- ・同僚労働者の証明書
- ・その他ご本人に関する関係書類

により行っています。

一方、石綿による疾患(注)を発症し、労災請求をされた場合には、労働基準監督署において、石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、労災認定基準に基づいて、業務上の疾病に該当するか否かを判断しています。

このため、石綿健康管理手帳を交付された方であっても、労災請求をされた場合には、石綿ばく露作業従事期間、石綿ばく露作業の内容、取扱い材料等の詳細について、労災請求をされたご本人及び事業主等の関係者から聴取等の調査をさせていただくこととなりますことをご承知おください。

(注)石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

なお、健康管理手帳に関する詳細については都道府県労働局(安全衛生課又は労働衛生課)に、労災請求に関する詳細については最寄りの労働基準監督署に、それぞれお問い合わせください。

厚生労働省労働基準局
都道府県労働局 労働基準監督署

別紙3

以下の1～4が同封されているかご確認ください。

1 健康管理手帳

2 石綿健康管理手帳をお持ちの方へ

～ 石綿ばく露作業従事歴の確認方法について ～

3 「石綿による疾病の認定基準」

4 (その他各局から配布するものがあればタイトルを記入)

同封されていない場合は各都道府県労働局にお問い合わせください。

別紙4

番 号

年 月 日

〇〇〇〇殿

〇〇〇労働局長

健康管理手帳不交付決定通知書

別紙2

番 号

年 月 日

〇〇〇〇殿

〇〇〇労働局長

健康管理手帳不交付決定通知書

平成○年○月○日付けをもって本職あて申請のあった_____に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法第67条第1項に基づく労働安全衛生規則第53条第1項に定める下記の要件を具備しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。 略 記 例1:労働安全衛生規則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第3号に掲げる業務への従事歴があること。 例2:両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 例3:両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。	平成○年○月○日付けをもって本職あて申請のあった_____ 石綿(ベリリウム)に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法第67条第1項に基づく労働安全衛生規則第53条第1項に定める下記の要件を具備しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。 略 記 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 _(両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。)_
<u>別紙5</u> 健康管理手帳の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れ ②手帳交付要件への該当の有無の審査 ・<u>エックス線写真等が提出された場合は専門家に審査依頼</u> ⑤ 審理(行政法第25条第1項) ・<u>エックス線写真等が提出された場合は専門家に審査依頼</u>	<u>別紙3</u> 健康管理手帳(ベリリウム・石綿)の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れ ②手帳交付要件への該当の有無の審査 ・<u>専門家に審査(X線写真の読影)依頼</u> ⑤ 審理(行政法第25条第1項) ・<u>専門家に審査(X線写真の読影等)依頼</u>

様式第1号

従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 —		
職歴(申請している健康管理手帳に係る業務の職歴を記載してください。)			
従事期間	事業場の名称と所在地		従事した業務
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者: _____ 印

様式第2号

従事歴証明書（事業者記載用）（石綿以外）

（健康管理手帳の種類： ）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 ー		
雇入年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
① 事業場の主な業務内容			
② 被証明者の健康管理手帳に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		
④ ③に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑤ ③に記載された従事期間における特定化学物質健康診断の実施状況	有 ・ 無 ・ 不明		
⑥ 備考欄 (貴事業場の名称が合併・分社化等により変更され、被証明者が②の業務に従事していた時期の事業場の名称と異なる場合は、事業場の沿革等を記載してください。)			

上記のとおり相違ありません。平成 年 月 日

証明者（事業者） 事業場の名称： _____

所在地： _____

代表者： _____ 印

（注意）：事業者が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第3号

従事歴証明書（事業者記載用）（石綿）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 ー		
雇入年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
① 事業場の主な業務内容			
② 被証明者の石綿に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	☐ 石綿の製造作業 ☐ 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ☐ 石綿の吹付けの作業 ☐ 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業 ☐ 上記以外の石綿を取り扱う作業		
④ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑥ ④に記載された従事期間における石綿健康診断の実施状況	有 ・ 無 ・ 不明		
⑦ 備考欄 (貴事業場の名称が合併・分社化等により変更され、被証明者が②の業務に従事していた時期の事業場の名称と異なる場合は、事業場の沿革等を記載してください。)			

上記のとおり相違ありません。平成 年 月 日

証明者（事業者） 事業場の名称： _____

所在地： _____

代表者： _____ 印

（注意）：事業者が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第4号

従事歴申立書（本人記載用）（石綿以外）

（健康管理手帳の種類： ）

① 事業場名	
② 事業場所在地	
③ ①に記載された事業場における申請者の健康管理手帳に係る具体的な業務内容（詳細に記載してください。）	
④ ①に記載された事業場における特定化学物質健康診断実施の有無	（ 有 ・ 無 ・ わからない ）
⑤ ③に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 （ 年 ヶ月）
⑥ ⑤に記載された従事期間における③に記載された業務の頻度	
⑦ ③に記載された業務への従事に関して、右記の書類がある場合には○を付けてください。（※ 3健康診断結果とは特定化学物質健康診断個人票又は本人への結果通知を指す。）	☐ 1 事業者の証明書 ☐ 2 同僚の証明書 ☐ 3 健康診断結果（※） ☐ 4 社会保険の被保険者記録 ☐ 5 給与明細 ☐ 6 雇用保険に係る証明書 ☐ 7 その他（ ）
⑧ ⑦において1が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑨ ⑦において2が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑩ ⑦において3～7の書類が、⑤に記載された従事期間の一部について得られた場合には、残りの期間について3～7の書類が得られない理由を記載してください。	

上記の通り相違ありません。 平成 年 月 日

氏名 _____ 印

（注意）：事業場及び業務毎に申立書を作成してください。

様式第5号

従事歴申立書（本人記載用）（石綿）

① 事業場名	
② 事業場所在地	
③ ①に記載された事業場における申請者の石綿に係る具体的な業務内容（詳細に記載してください。）	
④ ①に記載された事業場における石綿健康診断実施の有無	（ 有 ・ 無 ・ わからない ）
⑤ ③に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	☐ 石綿の製造作業 ☐ 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ☐ 石綿の吹付けの作業 ☐ 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業 ☐ 上記以外の石綿を取り扱う作業
⑥ ③に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 （ 年 ヶ月）
⑦ ⑥に記載された従事期間における③に記載された業務の頻度	
⑧ ③に記載された業務への従事に関して、右記の書類がある場合には○を付けてください。（※ 3 健康診断結果とは石綿健康診断個人票又は本人への結果通知を指す。）	☐ 1 事業者の証明書 ☐ 2 同僚の証明書 ☐ 3 健康診断結果（※） ☐ 4 社会保険の被保険者記録 ☐ 5 給与明細 ☐ 6 雇用保険に係る証明書 ☐ 7 その他（ ）
⑨ ⑧において1が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑩ ⑧において2が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑪ ⑧において3～7の書類が、⑥に記載された従事期間の一部について得られた場合には、残りの期間について3～7の書類が得られない理由を記載してください。	

上記の通り相違ありません。 平成 年 月 日

氏名 _____ 印 _____

（注意）：事業場及び業務毎に申立書を作成してください。

様式第6号

従事歴証明書（同僚記載用）（石綿以外）

（健康管理手帳の種類： ）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 ー		
被証明者との関係			
① 被証明者が健康管理手帳に係る業務に従事した事業場名、所在地、主な業務内容等	事業場名： 所在地： 上記事業場の存続の状況：（ 存続 ・ 廃止 ・ わからない） 事業場の主な業務内容：		
② 被証明者の健康管理手帳に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 （ 年 ヶ月）		
④ ③に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑤ 証明者の健康管理手帳の所持の有無	有 （手帳の種類： ） ・ 無		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者 住所： _____

氏名： _____ 印

（注意）：同僚が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第7号

従事歴証明書（同僚記載用）（石綿）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 ー		
被証明者との関係			
① 被証明者が石綿業務に従事した事業場名、所在地、主な業務内容等	事業場名： 所在地： 上記事業場の存続の状況：（ 存続 ・ 廃止 ・ わからない） 事業場の主な業務内容：		
② 被証明者の石綿に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	☐ 石綿の製造作業 ☐ 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 ☐ 石綿の吹付けの作業 ☐ 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業 ☐ 上記以外の石綿を取り扱う作業		
④ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑥ 証明者の石綿健康管理手帳の所持の有無	有 ・ 無		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者 住所：_____

氏名：_____ 印

(注意)：同僚が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第8号

健康管理手帳台帳

1 「種類」の欄は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第8号の業務「ベリリウム」
第2号の業務「ペーターナフチルアミン」	第9号の業務「ベンゾトリクロリド」
第3号の業務「じん肺」	第10号の業務「塩化ビニル」
第4号の業務「クロム酸等」	第11号の業務
第5号の業務「三酸化砒素」	「石綿(胸部所見)」又は「石綿(従事歴)」
第6号の業務「コールタール」	第12号の業務「ジアニシジン」
第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」	

2 略

様式第9号

健康管理手帳交付簿

表 略

1 「種類」は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」
---------------	------------------------

様式第1号

健康管理手帳台帳

表 略

1 「種類」の欄は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」
第2号の業務「ペーターナフチルアミン」	第8号の業務「ベリリウム」
第3号の業務「じん肺」	第9号の業務「ベンゾトリクロリド」
第4号の業務「クロム酸等」	第10号の業務「塩化ビニル」
第5号の業務「三酸化砒素」	第11号の業務「石綿」
第6号の業務「コールタール」	第12号の業務「ジアニシジン」

2 略

様式第2号

健康管理手帳交付簿

表 略

1 「種類」は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」
---------------	------------------------

第2号の業務「ペーターナフチルアミン」 第3号の業務「じん肺」 第4号の業務「クロム酸等」 第5号の業務「三酸化砒素」 第6号の業務「コールタール」 2 略	第8号の業務「ベリリウム」 第9号の業務「ベンゾトリクロリド」 第10号の業務「塩化ビニル」 第11号の業務 「 <u>石綿(胸部所見)</u> 」又は「 <u>石綿(従事歴)</u> 」 第12号の業務「ジアニシジン」	第2号の業務「ペーターナフチルアミン」 第3号の業務「じん肺」 第4号の業務「クロム酸等」 第5号の業務「三酸化砒素」 第6号の業務「コールタール」 2 略	第8号の業務「ベリリウム」 第9号の業務「ベンゾトリクロリド」 第10号の業務「塩化ビニル」 第11号の業務「 <u>石綿</u> 」 第12号の業務「ジアニシジン」
<u>様式第10号</u> 略	 	<u>様式第3号</u> 略	